

愛称 **バーゲンハンター**
ピクテ・ゴールドデン・リスクプレミアム・ファンド
追加型投信／内外／資産複合

委託会社〔ファンドの運用の指図を行う者〕

ピクテ投信投資顧問株式会社 金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第380号

【電話番号】03-3212-1805 (受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】

www.pictet.co.jp

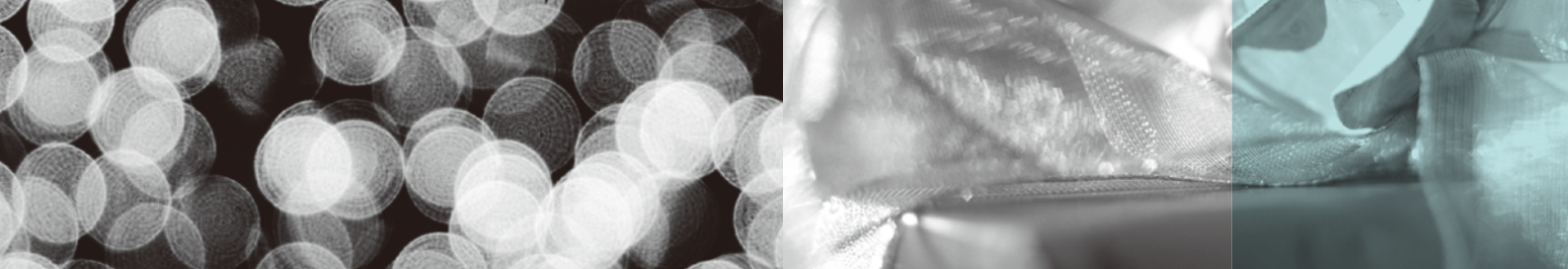
受託会社〔ファンドの財産の保管および管理を行う者〕

三菱UFJ信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。

また、本書にはファンドの投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。



商品分類および属性区分

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内 外	資産複合

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 〔投資信託証券 (資産複合*)〕	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド ・オブ・ ファンズ	あり (部分ヘッジ)

*株式・債券・商品・リート

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<https://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

- 本目論見書により行う「ピクテ・ゴールド・リスクプレミアム・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年5月15日に関東財務局長に提出しており、2020年5月31日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。また、投資者が請求目論見書の交付を請求した場合には、投資者自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名	ピクテ投信投資顧問株式会社
設立年月日	1986年12月1日
資 本 金	2億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	1兆8,576億円 (2020年3月末日現在)

ファンドの目的・特色

「ファンドの目的」

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて
実質的に世界の株式、金、債券、リート等への
投資を行うことにより、信託財産の成長を図ることを
目的に運用を行います。

「ファンドの特色」

Point 1

主に世界の様々な資産クラスに投資します

Point 2

世界の市場環境に応じて
魅力的なリスクプレミアムが期待できる資産を選定し、
配分比率の決定を行います

Point 3

年1回決算を行います

ファンドの目的・特色

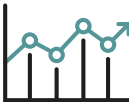
ファンドの特色

Point 1 主に世界の様々な資産クラスに投資します

- 投資信託証券への投資を通じて、主に日本を含む世界の株式、金、債券、リート等への投資を行います。
- 外貨建資産については、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。また、為替ヘッジを行う投資信託証券に投資することがあります。

※上記の資産クラスが組入れられない場合や上記以外の資産クラスが組入れられる場合があります。

主な投資対象資産（イメージ図）

株式	金	債券	リート
企業の成長性や配当収益が期待できます。	他の資産と異なる動きをする分散効果と、安全資産としての魅力があります。	高金利局面では相対的な安定感と金利収入が期待できます。	相対的に高い配当利回りや価格の値上がりが期待できます。
			

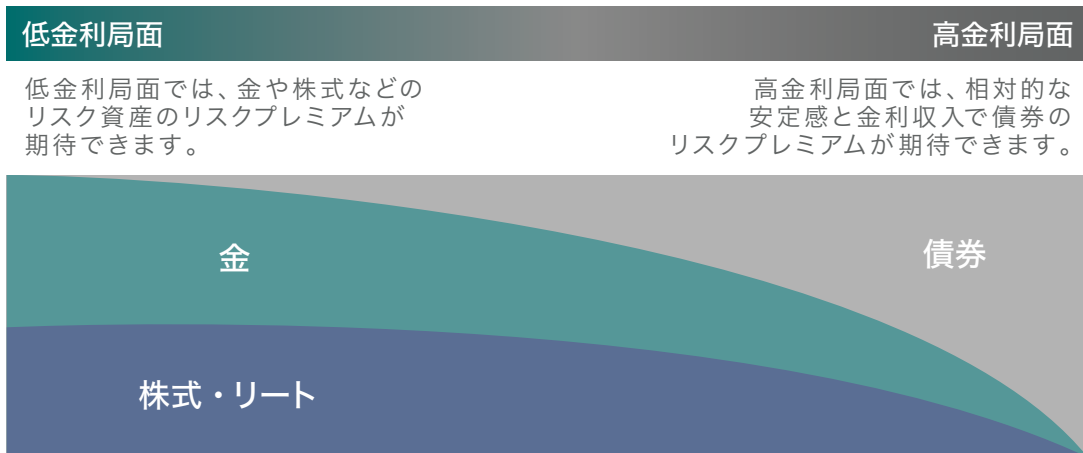
※上記はあくまでもイメージ図です。上記の資産クラスが組入れられない場合や上記以外の資産クラスが組入れられる場合があります。

Point 2 世界の市場環境に応じて魅力的なリスクプレミアムが期待できる資産を選定し、配分比率の決定を行います

- 投資信託証券への投資にあたっては、世界の市場環境に応じて魅力的なリスクプレミアムが期待できる資産を選定し、配分比率の決定を行います。
- 基本資産配分の見直しは原則として月次で行います。

※リスクプレミアムとは、リスク資産の期待リターンにおいて価格変動リスクの対価とみなされる部分のことを意味し、無リスクの資産に対して期待するリスク資産のリターンの上乗せ分を指します。

資産配分のイメージ(一例)



※上記はイメージであり、実際の資産配分比率とは異なります。

※上記の資産クラスが組入れられない場合や上記以外の資産クラスが組入れられる場合があります。

Point 3 年1回決算を行います

- 毎年6月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
 - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

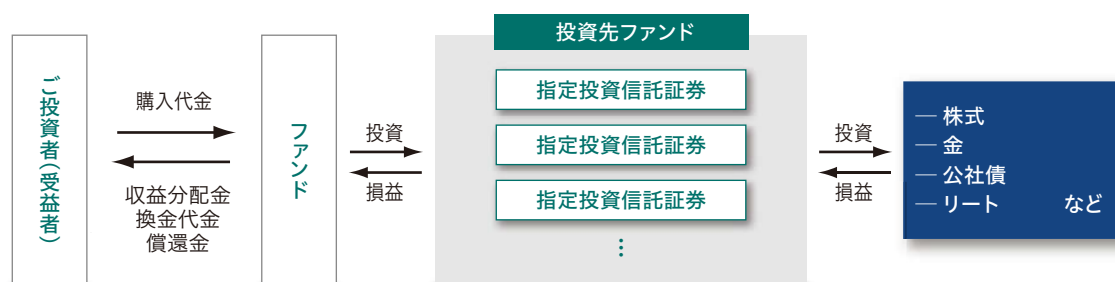
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、指定投資信託証券として後記に掲げる各投資信託を主要投資対象とします。
- 指定投資信託証券は、主に株式に投資を行う投資信託、主に金に投資もしくは金を対象としたデリバティブ取引を行う投資信託、主に公社債に投資を行う投資信託、主にリートに投資を行う投資信託、元本の安定性の確保を目的とする投資信託またはこれらの投資方針を有する投資信託（前記の各資産への投資のほか、これらに類する資産への投資、デリバティブ取引等の金融商品を利用するものおよび外貨建資産について為替ヘッジを行うものを含みます。）の受益証券または投資証券とします。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。2020年5月15日現在の各指定投資信託証券の概要につきましては、後記をご覧ください。なお当該概要は今後変更となる場合があります。



資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

指定投資信託証券の概要

	名称	主な投資対象・投資方針	報酬率 ^(注)
1	PGSFグローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド	高配当利回りの世界(新興国を含めます。)の公益株	0.6%
2	PGSF新興国ハインカム株式ファンド	新興国の高配当利回り株式	0.6%
3	ピクテ世界株式ファンド (適格機関投資家専用)	高い競争優位性をもつグローバル優良企業の株式	0.66% (税抜0.6%)
4	PGSF先進国インカム株式ファンド	先進国の高配当資産株	0.6%
5	ピクテ円インカム・セレクト・ファンドII (適格機関投資家専用)	為替ヘッジ後の利回りの高い国の国債に厳選投資。 原則として為替ヘッジを行います。	0.66% (税抜0.6%)
6	ピクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンド- フィジカル・ゴールド クラスHI dy JPY	金 原則として為替ヘッジを行います。	0.39% (上限)
7	ピクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンド- フィジカル・ゴールド クラスI dy JPY	金	0.34% (上限)
8	ピクテ・ショートターム・マネー・ マーケットJPY	短期金融商品等	0.3% (上限)
9	金融商品取引所に上場(これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。)されている投資信託証券		銘柄毎に異なるため表示することができません。

(上記1,2,4はルクセンブルグ籍外国投資信託の受益証券、3,5は内国証券投資信託の受益証券、6,7はスイス籍外国投資信託の受益証券、8はルクセンブルグ籍外国投資法人の投資証券です。“PGSF”は「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド」の略称です。)

(注)報酬率は各指定投資信託証券の純資産総額に対する年率を表示しています。なお、6,7については申込み・買戻し時に取引コスト相当額が申込価格に付加または買戻価格から控除され、当該ファンドの信託財産に留保されます。

※上記の内容は、今後変更される場合があります。また、上記の中から投資する投資信託証券を選択するため、投資を行わないものもあります。



投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドの基準価額は、実質的に組入れている有価証券等の価格変動等（外国証券には為替変動リスクもあります。）により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

価格変動リスク・信用リスク

- ファンドは、実質的に株式を投資対象としますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
- ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動の影響を受けます。
- ファンドは、実質的に公社債を投資対象としますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。
- ファンドは、実質的にデリバティブ取引を行うことがありますので、この場合ファンドの基準価額は当該デリバティブ取引の価格変動の影響を受けます。
- ファンドは、実質的にリートを投資対象としますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れているリートの価格変動の影響を受けます。
- 有価証券の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、または債務不履行に陥ると予想される場合には当該有価証券の価格が下落することがあります。

為替に関するリスク・留意点

- 実質組入外貨建資産について、為替ヘッジを行わない場合には、係る外貨建資産は為替変動の影響を受け、円高局面は基準価額の下落要因となります。
- また、部分的に為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

カントリーリスク

- ファンドが実質的な投資対象地域の一つとする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
- 実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

流動性リスク

- 市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。市場規模や取引量が小さい資産については流動性リスクが高まりやすくなります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

- 運用リスクのモニタリングおよび法令諸規則等の遵守状況のモニタリングは運用部署とは異なる部署が行います。
- モニタリングの結果は上記部署から定期的に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス&ビジネスリスク委員会へ報告され、必要に応じ、運用部署その他関連部署へ改善の指示または提案等を行います。

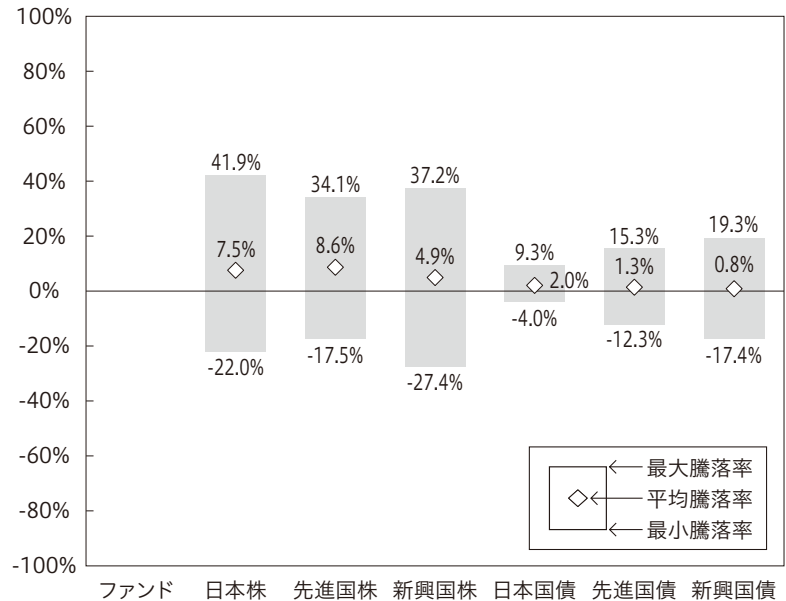
※リスクの管理体制は、2020年3月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率 および基準価額の推移

ファンドの運用は2020年6月26日より
開始する予定であり、該当事項はありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※ (2015年3月～2020年2月)



上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したのですが、ファンドの騰落率については運用開始前のため該当事項はありません。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※2015年3月～2020年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を代表的な資産クラスについて表示したものです。各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

<各資産クラスの指数>

日本株 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株 MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円換算)
 新興国株 MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み、円換算)
 日本国債 NOMURA-BPI国債
 先進国債 FTSE世界国債指数(除く日本、円換算)
 新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算)
 (海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。)

—— 上記各指数について ——

■東証株価指数(TOPIX) (配当込み): 東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とし、浮動株ベースの時価総額加重型で算出された指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)に帰属します。東証は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東証は同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 ■MSCIコクサイ指数(税引前配当込み): MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み): MSCIエマージング・マーケット指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■NOMURA-BPI国債: NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。 ■FTSE世界国債指数(除く日本): FTSE世界国債指数(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 ■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド: JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

ファンドの運用は2020年6月26日より開始する予定であり、該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円とします。 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める1口の整数倍の単位とします。 (販売会社へのお申込みにあたっては1円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	継続申込期間においては、原則として午後3時までとします。 (販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。)
購入の申込期間	当初申込期間:2020年6月2日から2020年6月25日までとします。 継続申込期間:2020年6月26日から2021年9月24日までとします。 (継続申込期間は上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
購入・換金の申込不可日	以下の日においては購入(継続申込期間)・換金のお申込みはできません。 ①ルクセンブルグ、ジュネーブ、ロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の午後休業日または12月24日 ②一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所および商品市場等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受けた購入・換金のお申込みの受け付けを取消すことがあります。
信託期間	2020年6月26日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎年6月25日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	5,000億円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	2.2% (税抜2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください) 購入時手数料は、投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社に支払う手数料です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 1.1275% (税抜1.025%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 [運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)および役務の内容]		
	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.35%	年率0.65%	年率0.025%
	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額の最大年率 0.66% (税抜0.6%)(上場投資信託証券を除く) (各投資先ファンドの報酬率につきましては前掲の「指定投資信託証券の概要」をご覧ください。上場投資信託証券につきましては銘柄毎に異なります。上記の報酬率は今後変更となる場合があります。)		
実質的な負担	最大年率 1.7875% (税抜1.625%)程度 (注)ファンドは市場環境により積極的に組入比率の見直しを行いますので、実際の投資信託証券の組入状況により変動します。		
その他の費用・手数料	信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.055% (税抜0.05%)相当を上限とした額)が毎日計上されます。当該諸費用は、監査法人に支払うファンドの財務諸表の監査に係る費用、目論見書、運用報告書等法定の開示書類の作成等に要する費用等です。 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料および借入金の利息等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。		

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2020年3月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo



Memo



